

亀山市社会福祉協議会 会員加入のお願い

～『ともに支え合い ともに暮らせる ⑤④③のまち』をめざして～

社協会員とは・・・

(「社協」は社会福祉協議会の略称です)

社会福祉協議会では、住民の皆さまに社会福祉活動にご参加いただく活動の一環として、会員制度を設けています。皆さまに納めていただいた会費は亀山市の地域福祉を推進するための貴重な財源となっています。

例年、7月中を募集期間とさせていただいていますが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、年度内(令和4年3月31日)まで随時、受付させていただきますので、ご理解賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

 普通会員【本会の目的に賛同していただける方】

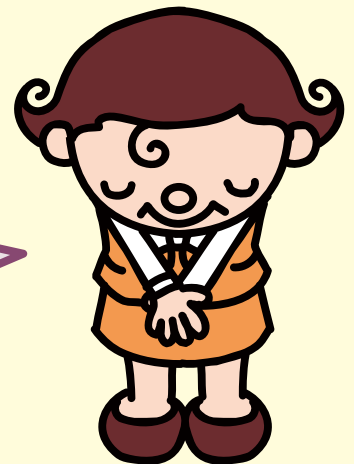
300円(一口 年額)

 特別会員【本会の目的に賛同する団体等】

3,000円(一口 年額)

亀山市の地域福祉の増進を図るため、ご協力いただきますよう本年度もよろしくお願いたします。

※なお、会費は特定寄付金に該当し、条件を満たすことで確定申告を行うことにより税制優遇措置を受けることができます。本会が発行する会員証が領収証となります。



・・・社会福祉協議会とは・・・

地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体で、社会福祉法第109条に基づき、各市町村に設置されています。行政をはじめ、ボランティア、福祉施設・団体・グループなどさまざまな関係団体等と連携し、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。

亀山市社会福祉協議会では、平成29年度に「第2次 亀山市地域福祉活動計画 ～ともに支え合い ともに暮らせる ⑤④③のまち～」を策定し、住民の皆さまとともに各地域の特性を活かした福祉のまちづくりに取り組んでいます。



会費の用途については裏面をご覧ください。